

平成27年度第1回岡山市障害者施策推進協議会次第

平成28年2月25日（木）13時30分～

（岡山市保健福祉会館9階 機能回復訓練室）

1 開 会

2 議 題

（1）第3期岡山市障害者福祉計画（平成24年度～26年度）の実績について

（2）障害者差別解消法の施行に伴う対応について

3 閉 会

第3期岡山市障害者福祉計画（平成24年度～26年度）の実績について

○ 目標

1 福祉施設から地域生活への移行

ア 地域生活移行者数

○目標値…平成26年度末における地域生活移行者数について、平成17年10月1日時点の施設入所者数688人の3割（**207人**）を目指す。

○実績…平成25年度末現在**202人**。ほぼ目標値に達しており、平成26年度末では、目標値に達したものと考えられます。（岡山県の集計による）

計画作成時と同じ
（数字の更新なし）

イ 施設入所者数

○目標値…平成26年度末の施設入所者数について、平成17年10月1日時点の施設入所者数688人から、1.1割（**78人**）減少することを目指す。

○実績…平成26年度末現在では、597人で**91人**の減少となっており、目標に達しています。

計画作成時、26年9月末605人（83人の減少）から若干減少数が増加

2 福祉施設から一般就労への移行

ア 一般就労移行者数

○目標値…平成26年度中における一般就労移行者数を平成17年度の一般就労への移行実績（40人）の1.93倍（**77人**）を目指す。

○実績…平成24年度51人、平成25年度56人、平成26年度**76人**。ほぼ目標どおりとなりました。

計画作成時は、26年4～6月の3か月で23人

イ 就労移行支援利用者数

○目標値…平成26年度末における福祉施設の利用者のうち7.1%（**190人**）の者が就労移行支援を利用することを目指す。

○実績…平成26年度末の福祉施設利用者は3,199人、そのうち就労移行支援の利用者は**68人**（2.1%）目標に達していません。

計画作成時は、25年度末福祉施設利用者2,930人に対して73人（2.5%）

ウ 就労継続支援利用者数

○目標値…平成26年度末における就労継続支援の利用者のうち、**42%（600人）**の者が就労継続支援A型を利用することを目指す。

○実績…平成26年度末の就労継続支援利用者1,989人、そのうち就労継続支援A型利用者**51.2%（1,018人）**で、目標に達しています。

計画作成時は、25年度末就労継続支援利用者1,758人に対して47.0%（826人）

○ 見込量

1 訪問系サービス

サービスの種類	単位	区分	第3期計画				第4期計画		
			24年度	25年度	26年度9月	26年度3月	27年度	28年度	29年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	人/月	見込量	909	952	995	1,335	1,445	1,555	
		実績	1,007	1,114	1,181	1,216			
	時間/月	見込量	25,000	26,900	28,600	34,025	36,355	38,685	
		実績	25,656	28,087	31,244				

サービスの種類	単位	区分	第3期計画				第4期計画		
			24年度	25年度	26年度9月	26年度3月	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人/月	見込量				1,075	1,165	1,255	
		実績	808	895	954	988			
	時間/月	見込量				16,125.0	17,475.0	18,825.0	
		実績	11,380	13,023	14,157	15,176			
重度訪問介護	人/月	見込量				120	125	130	
		実績	106	110	110	107			
	時間/月	見込量				14,400.0	15,000.0	15,600.0	
		実績	11,928	12,531	14,272	14,596			
同行援護	人/月	見込量				100	110	120	
		実績	67	80	85	88			
	時間/月	見込量				2,300.0	2,530.0	2,760.0	
		実績	1,568	1,805	1,850	1,952			
行動援護	人/月	見込量				40	45	50	
		実績	26	29	32	33			
	時間/月	見込量				1,200.0	1,350.0	1,500.0	
		実績	780	728	966	1,047			
重度障害者等包括支援	人/月	見込量				0	0	0	
		実績	0	0	0	0			
	時間/月	見込量				0	0	0	
		実績	0	0	0	0			

2 日中活動系サービス

サービスの種類	単位	区分	第3期計画				第4期計画		
			24年度	25年度	26年度9月	26年度3月	27年度	28年度	29年度
生活介護	人/月	見込量	950	975	1,000	1,205	1,290	1,375	
		実績	1,004	1,034	1,090	1,083			
	時間/月	見込量	18,021	18,495	18,970	24,100	25,800	27,500	
		実績	19,911	20,504	21,526	22,429			
自立訓練(機能訓練)	人/月	見込量	4	4	4	4	4	4	
		実績	2	1	1	0			
	人日/月	見込量	70	70	70	70	70	70	
		実績	32	18	13	0			
自立訓練(生活訓練)	人/月	見込量	46	48	50	64	68	72	
		実績	89	64	59	59			
	人日/月	見込量	1,163	1,214	1,265	1,280	1,360	1,440	
		実績	1,669	1,269	1,257	1,273			
就労移行支援	人/月	見込量	170	180	190	95	106	117	
		実績	104	73	72	68			
	人日/月	見込量	2,832	2,915	2,999	1,710	1,908	2,106	
		実績	2,046	1,179	1,150	1,137			
就労継続支援A型	人/月	見込量	500	550	600	1,095	1,195	1,295	
		実績	678	826	936	1,018			
	人日/月	見込量	9,000	10,450	11,400	21,900	23,900	25,900	
		実績	13,327	16,576	18,483	20,906			
就労継続支援B型	人/月	見込量	775	800	830	1,140	1,235	1,325	
		実績	827	932	952	971			
	人日/月	見込量	13,950	14,400	14,940	19,380	20,955	22,525	
		実績	14,125	15,761	16,281	17,394			
療養介護	人/月	見込量	17	17	17	160	160	160	
		実績	153	156	159	162			

サービスの種類	単位	区分	第3期計画				第4期計画		
			24年度	25年度	26年度9月	26年度3月	27年度	28年度	29年度
短期入所	人/月	見込量	150	160	170	170			
		実績	154	148	190	200			
	人日/月	見込量	800	900	1,000	1,000			
		実績	817	746	1,032	1,077			
短期入所(福祉型)	人/月	見込量				165	185	210	
		実績							
	人日/月	見込量				832	962	1,092	
		実績							
短期入所(医療型)	人/月	見込量				65	75	85	
		実績							
	人日/月	見込量				364	420	476	
		実績							

3 居住系サービス

サービスの種類	単位	区分	第3期計画				第4期計画		
			24年度	25年度	26年度9月	26年度3月	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人/月	見込量	290	300	310	310	462	507	552
		実績	355	381	401	402			
施設入所支援	人/月	見込量	620	615	610	585	579	573	
		実績	601	597	605	597			

4 相談支援

サービスの種類	単位	区分	第3期計画				第4期計画		
			24年度	25年度	26年度9月	26年度3月	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人/月	見込量	486	884	1,310	322	483	644	
		実績	65	183	286	461			
地域移行支援	人/月	見込量	41	41	41	10	15	20	
		実績	2	5	0	1			
地域定着支援	人/月	見込量	215	255	264	60	70	80	
		実績	26	50	54	66			

5 障害児支援

サービスの種類	単位	区分	第3期計画				第4期計画		
			24年度	25年度	26年度9月	26年度3月	27年度	28年度	29年度
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援	人/月	見込量			1,380	1,460	1,540		
		実績	1,101	1,184	1,223	1,299			
障害児相談支援	人/月	見込量			156	217	278		
		実績	6	28	28	40			
障害児入所施設(福祉型・医療型)	人/月	見込量			110	110	110		
		実績	108	110	90	91			

通所支援各サービスごと

サービスの種類	単位	区分	第3期計画				第4期計画		
			24年度	25年度	26年度9月	26年度3月	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人/月	見込量			640	640	640		
		実績	693	613	626	668			
放課後等デイサービス	人/月	見込量			710	790	870		
		実績	399	549	575	617			
保育所等訪問支援	人/月	見込量			20	20	20		
		実績	1	14	16	8			
医療型児童発達支援	人/月	見込量			10	10	10		
		実績	8	8	6	6			
	人日/月	見込量			75	75	75		
		実績	57	57	54	36			

第4 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

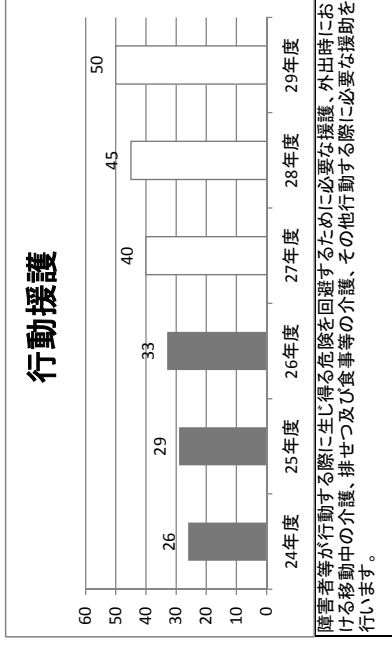
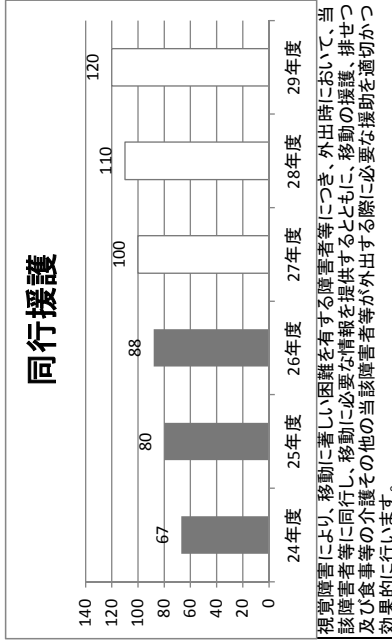
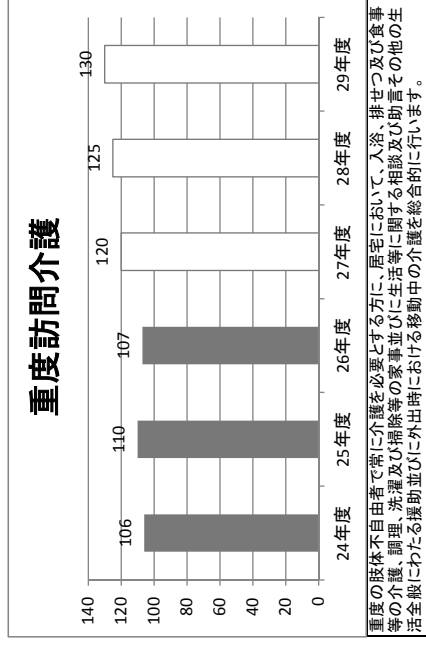
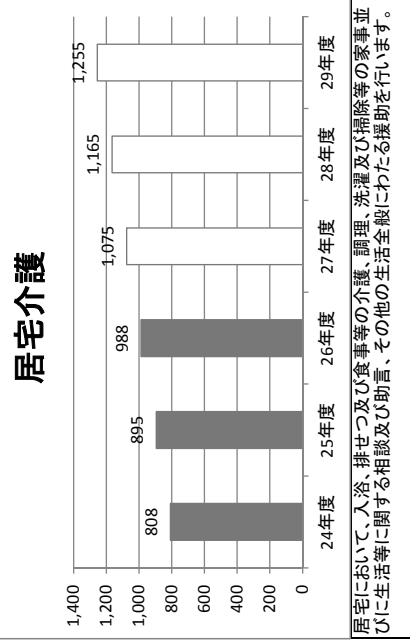
事業名(単位)	区分	第3期計画				第4期計画		
		24年度	25年度	26年度9月	26年度3月	27年度	28年度	29年度
理解促進研修・啓発事業(実施の有無)	見込量					有	有	有
	実績							
自発的活動支援事業(実施の有無)	見込量					有	有	有
	実績							
相談支援事業	障害者相談支援事業(実施箇所数)	見込量	25	27	30	20	20	20
	実績	20	20	20	20			
	基幹相談支援センター(実施の有無)	見込量	無	無	無	無	無	無
	実績	無	無	無	無			
基幹相談支援センター等機能強化事業(実施の有無)	見込量	有	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有			
住宅入居等支援事業(実施の有無)	見込量	有	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有			
成年後見制度利用支援事業(年間実利用者数)	見込量	15	20	25	27	27	27	27
	実績	25	19	5	13			
成年後見制度法人後見支援事業(実施の有無)	見込量				有	有	有	有
	実績							
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業(月実利用者数)	見込量	58	61	64	93	102	111
	実績	66	81	84	93			
	手話通訳者設置事業(実設置者数)	見込量			2	2	2	2
	実績							
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具(年間給付件数)	見込量	35	35	35	32	32	32
		実績	27	27	20	33		
	自立生活支援用具(年間給付件数)	見込量	103	103	103	79	79	79
		実績	60	77	41	80		
	在宅療養等支援用具(年間給付件数)	見込量	96	96	96	100	100	100
		実績	88	90	59	107		
	情報・意思疎通支援用具(年間給付件数)	見込量	162	137	137	200	200	200
		実績	111	200	94	145		
	排泄管理支援用具(年間給付件数)	見込量	10,149	10,149	10,149	14,771	15,731	16,753
		実績	12,197	13,024	9,030	13,340		
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)(年間給付件数)	見込量	39	39	39	18	18	18	
	実績	15	12	3	5			

第4 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

事業名(単位)	区分	第3期計画				第4期計画		
		24年度	25年度	26年度9月	26年度3月	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員養成研修事業(実養成講習修了者数)	見込量				106	75	75	75
	実績							
移動支援事業	(月実利用者数)	見込量	541	606	679	625	645	665
	実績	573	587	598	626			
	(月延べ利用時間数)	見込量			10241.5	19,375	19,995	20,615
	実績							
地域活動支援センター	地域活動支援センターⅠ型(実施箇所数)	見込量				7	7	7
		実績						
	(月実利用者数)	見込量	135	135	135	100	100	100
		実績	81	84	97	74		
	地域活動支援センターⅡ型(実施箇所数)	見込量				13	13	13
		実績						
(月実利用者数)	見込量	120	120	120	120	120	120	
	実績	126	118	112	112			
地域活動支援センターⅢ型(実施箇所数)	見込量				8	8	8	
	実績							
(月実利用者数)	見込量	170	160	150	120	120	120	
	実績	136	125	118	118			
発達障害者支援センター運営事業	(実施箇所数)	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1			
(月実利用者数)	見込量	86	93	100	210	240	300	
	実績	138	190	201	233			
障害児等療育支援事業(実施箇所数)	見込量	7	7	7	7	7	7	
	実績	7	7	7	7			
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者養成研修事業(資格取得者数)	見込量				2	2	2
		実績						
	要約筆記者養成研修事業(資格取得者数)	見込量				4	4	4
		実績				16		
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業(資格取得者数)	見込量				5	5	5	
	実績				2			

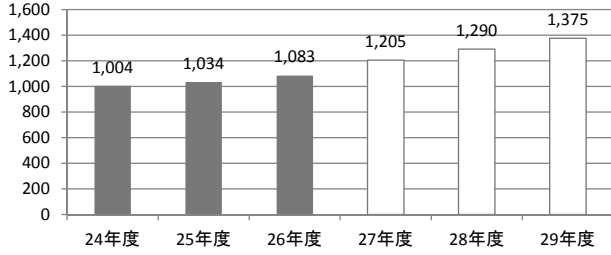
事業名(単位)	区分	第3期計画				第4期計画			
		24年度	25年度	26年度9月	26年度3月	27年度	28年度	29年度	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者派遣事業(年間実利用時間)	見込量				74	74	74	
		実績							
	要約筆記者派遣事業(年間実利用時間)	見込量				74	74	74	
		実績							
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(年間実利用時間)	見込量				890	890	890	
		実績							
日中一時支援事業(月実利用件数)	見込量	550	580		600	755	780	805	
	実績	573	656	708	768				
要約筆記者養成事業(養成講習終了者数)	見込量	10	10		10	11	11	11	
	実績	7	13	11	10				
福祉ホーム事業(月実利用件数)	見込量	12	12		12	16	16	16	
	実績	15	16	15	16				
社会参加促進事業	スポーツ大会・教室開催(年間参加者数)	見込量	1,450	1,450		1,450	1,450	1,450	
		実績	1,207	1,343	571	1265			
	芸術・文化開催(年間応募者数)	見込量	227	250		275	300	300	300
		実績	223	192	253	253			
	点字・声の広報発行(年間発行回数)	見込量	50	50		50	34	34	34
		実績	34	34	34	34			
	自動車運転免許取得助成(年間取得件数)	見込量	10	10		10	11	11	11
		実績	8	14	6	14			
自動車改造費助成(年間助成件数)	見込量	56	56		56	40	40	40	
	実績	24	38	19	48				

1 訪問系サービス



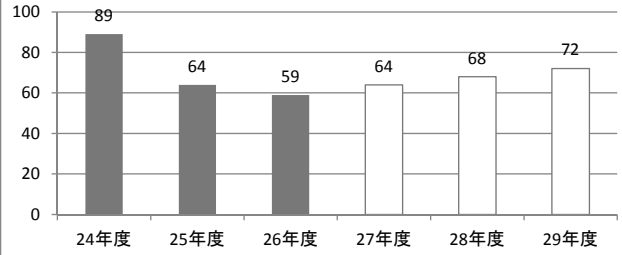
2 日中活動系サービス

生活介護



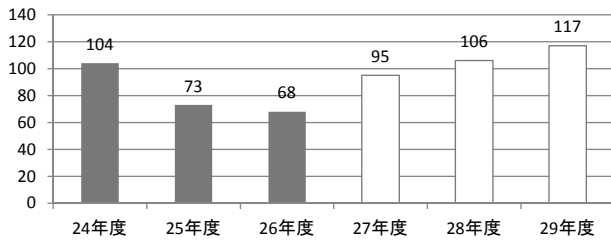
障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

自立訓練(生活訓練)



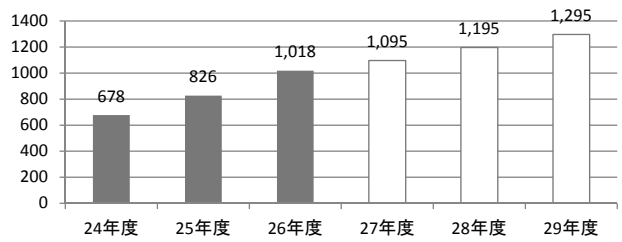
知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

就労移行支援



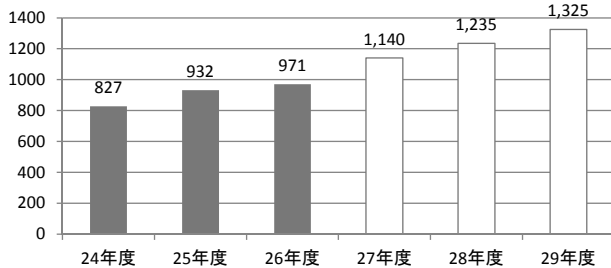
就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

就労継続支援A型



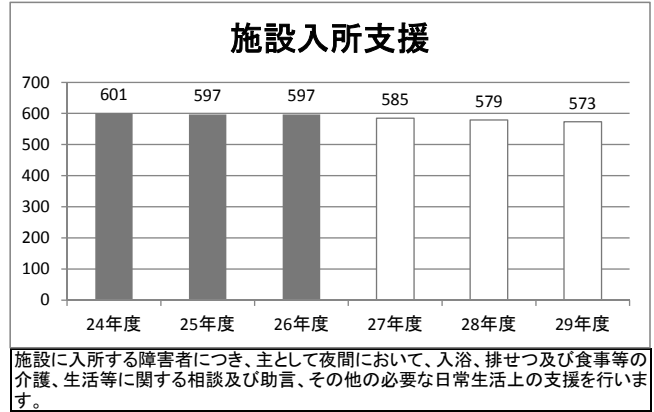
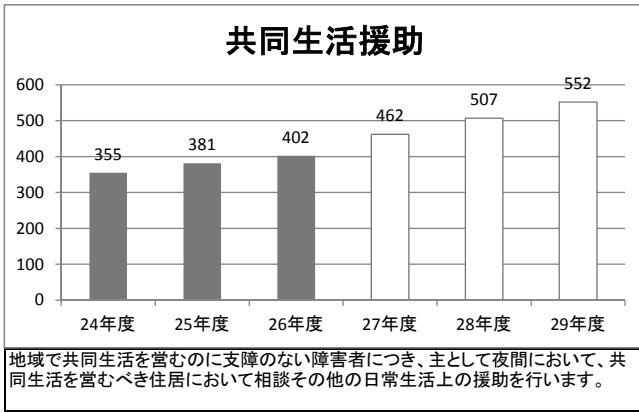
企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者下記の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

就労継続支援B型

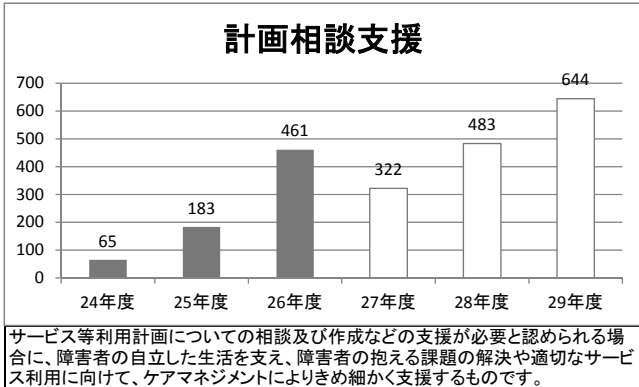


通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

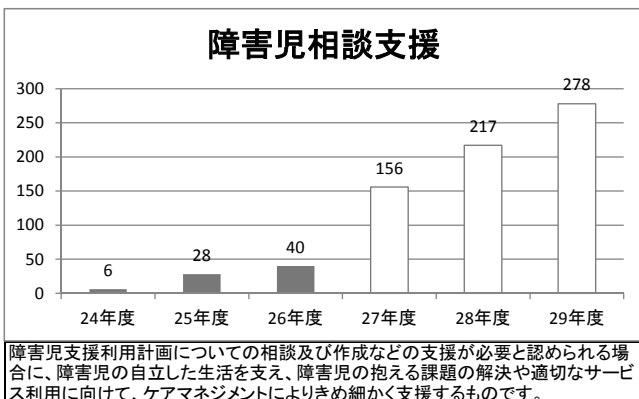
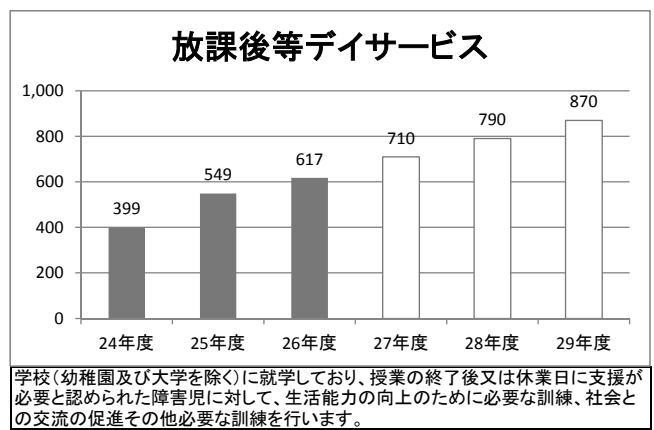
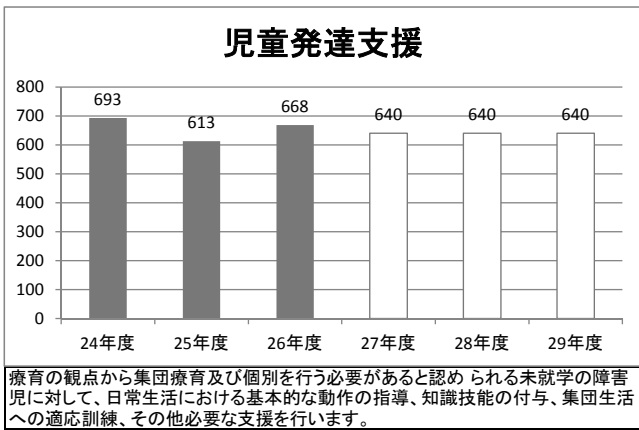
3 居住系サービス



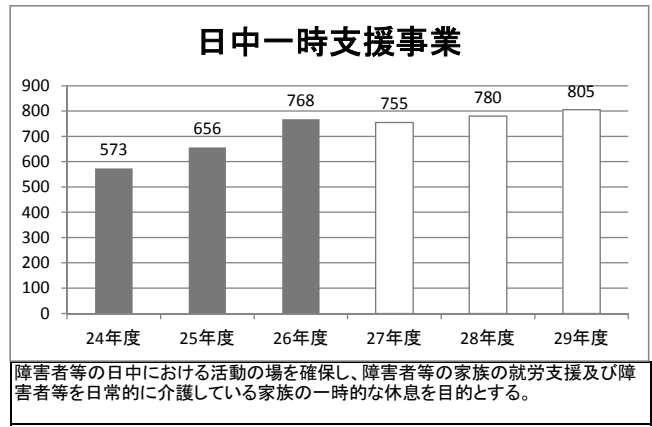
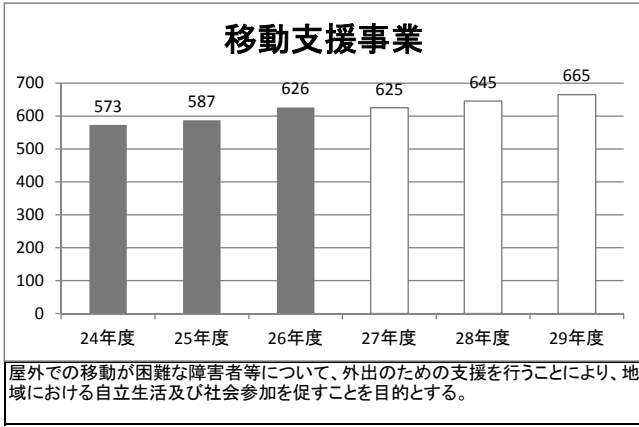
4 相談支援



5 障害児支援



6 地域生活支援事業



岡山市における
障害を理由とする差別の解消の推進に関する
職員対応要領(案)

1 趣旨

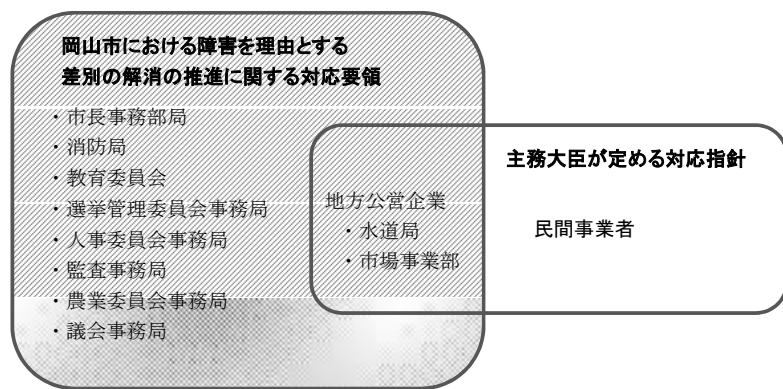
この対応要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に係る基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法7条に規定する事項に関し、市の職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものです。

なお、この要領に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消に向け必要な事項は、各任命権者において別に定めることができるものとします。

(1) 対象職員

この対応要領の対象職員は、市長、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員、農業委員会、市議会議長、水道事業管理者及び市場事業管理者が任命する全ての職員（再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員及び嘱託員を含む。）とします。

< 対応要領の対象範囲 >



※法では、「事業者」に該当する地方公営企業（水道局、市場）についても、可能な限り同様の考え方で対応・取組を進めていくため、この対応要領の対象とします。

(2) 対象となる障害者

この対応要領において、障害者（「障害児」を含む。以下同じ。）とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

➤ 対象となる障害者の考え方

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものであるとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえて、この要領では障害者を定義していません。したがって、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者に限るものではありません。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれます。また、難病に起因する障害もここでいう障害に含まれます。

➤ 女性である障害者や障害児への対応の留意点

特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する必要があります。

(3) 法の考え方

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。

このため、法は、後述する、障害者に対する不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

特に、法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもあり、こうした取組を広く社会に示すことにより、国民一人ひとりの、障害に関する正しい知識の取得や理解が深まり、障害者との建設的対話による相互理解が促進され、取組の裾野が一層広がることが期待されています。

2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応

法第7条において、行政機関等には、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務付けられており、職員は、その事務・事業の公共性に鑑み、障害者差別の解消に率先して取り組む主体として、次のとおり対応することとします。

(1) 不当な差別的取扱いの禁止

職員は、その事務・事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはなりません。

ア 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止しています。

➤ 不当な差別的取扱いに当たらないもの

障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではありません。したがって、次の取扱いは不当な差別的取扱いには当たりません。

- ・障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）
- ・法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い
- ・合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認すること

不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要があります。

イ 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。

➤ 具体的場面や状況に応じた判断の必要性

正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び市の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得よう努めることが望まれています。

ウ 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりです。

なお、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなります。

また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要があります。

<不当な差別的取扱いに当たり得る具体例>

○障害を理由に窓口対応を拒否する。
○障害を理由に対応の順序を後回しにする。
○障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
○障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
○事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

(2) 合理的配慮の提供

職員は、その事務・事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければなりません。

ア 合理的配慮の提供の基本的な考え方

障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めています。

➤ 社会的障壁の除去

合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものです。

イ 合理的配慮の提供の留意点

合理的配慮の提供にあたっては、下記の点に留意する必要があります。

➤ 市の事務・事業との関係

合理的配慮は、市の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要があります。

➤ 具体的場面や状況に応じた対応の必要性

合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、後述する「(ウ) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものです。

合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものです。また、合理的配慮の提供にあたっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとします。

➤ 環境の整備

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要です。

➤ さまざまな手段による意思の表明

○本人が行う意思の表明

意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられます。

○本人を補佐して行う意思の表明

障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

○意思の表明がない場合

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望まれています。

ウ 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

市は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望まれています。

エ 合理的配慮の具体例

合理的配慮の具体例を以下に示しますが、合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置ですから、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなります。

また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要です。

市がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望まれています。

なお、記載した具体例については、過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要があります。

<合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例>

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

<合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例>

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。

○障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

○会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。

○会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

<ルール・慣行の柔軟な変更の具体例>

○順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。

○立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

○スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。

○車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

○駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。

○他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。

○非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

3 相談体制

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要であることから、各課等において相談等を受けることを基本とし、所属長が中核となる体制で問題の解決に向け相談者と調整を行います。なお、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処する必要があります。

○多様な手段による対応

相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応します。

○各課等における取組

各課等では、所属長及びその他の管理職は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、各課等において次のとおり取り組む必要があります。

- ・日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- ・障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- ・合理的配慮の必要性が確認された場合、職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

○相談体制の充実

障害者等の相談には、各課等の他、保健福祉局障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）でも応じます。また、障害福祉課は、職員が適切に対応できるようにするため、各課等からの相談に応じます。なお、この場合、障害福祉課は、必要に応じて外部の専門家等に相談等を行うことがあります。

障害者等及び各課等から障害福祉課に寄せられた相談等は集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ情報共有を図り、以後の相談等において活用します。

相談体制は、必要に応じ、充実を図るよう努めます。

4 研修

市は、所属する職員一人ひとりが障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、法の趣旨の周知徹底、障害者から話を聞く機会を設けるなどの各種研修等を実施することにより、職員の障害に関する理解の促進を図ります。

職員対応要領に対する障害者団体からの意見

資料4

○岡山市身体障害者福祉協会、岡山市視覚障害者協会、岡山市聴覚障害者協会、
岡山市失聴・難聴者協会、岡山県肢体不自由児者福祉協会岡山支部
岡山市精神障害者家族会連絡会

職員対応要領についての意見はない。

○岡山市精神障害者団体連絡会

実際に市職員がどういった対応をとったのかの個別ケースを数件で構わないので、例えば、自立支援協議会等で事例報告という形で知らせてほしい。

○岡山市手をつなぐ育成会

箇所	意見の内容
1 趣旨 (1)対象職員	保健福祉局ほどの部分に含まれているのかわかりづらい。
2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応	「障害者差別の解消に率先して取り組む主体として、次のとおり対応することとします。」 →「…次のとおり対応します。」に改めてほしい。
2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応 (1)不当な差別的取扱いの禁止 ア 不当な差別的取扱いの基本的な考え方	「本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要があります。」 →「本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことです。」に改めてほしい。
2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応 (1)不当な差別的取扱いの禁止 イ 正当な理由の判断の視点	「具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、」 →（この部分を省いてほしい）
2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応 (1)不当な差別的取扱いの禁止 イ 不当な差別的取扱いの具体例	医療福祉の項目を入れてほしい。 「○障害を理由に、診療、入院等を拒否すること」 「○本人又はその家族等の意思（障害のある方の意思を確認することが困難な場合に限る。）に反したサービス（施設への入所など）を行うこと」

箇所	意見の内容
2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応 (2)合理的配慮の提供 ウ 過重な負担の基本的な考え方	次のとおり補足してほしい 「社会的障壁のための措置について、体制や予算上の制約により求められた対応ができない場合でも、まずは、その訴えを傾聴し、代替案や次善策など他の方法がないか、将来的な見通しはどうか「環境の整備」につなげることはできないか等をよく検討したうえで、その結果を本人に丁寧に説明するものとします。」 「説明するに当たり、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により、本人の理解が困難な場合（障害の特性により本位が伝わりにくい場合もある。）は、必要に応じ、家族、介助者等の補助が求められることができるものとします。」
2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応 (2)合理的配慮の提供 エ 合理的配慮の具体例	「○比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。」 →「○比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いない。」に改める。
3 相談体制	京都市の場合は、相談等の体制（フロー図）をわかりやすく作られています。岡山市の場合も、このような図があればよいのではないのでしょうか。 「3年後には見直しを行う」等、見直しについて記載してはどうか。